

高福第169号
令和6年5月28日

各介護サービス事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
草野 敏行（公印省略）

高齢者施設・事業所の業務継続計画（BCP）の策定状況調査について（通知）

本県の福祉行政の推進について、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度の介護報酬の改定において、令和6年度から業務継続計画（BCP）を策定することが義務化され、災害や感染症が発生した場合でも、継続的にサービスを提供することが求められています。

つきましては、現在の各施設・事業所における策定状況を把握し、今後の施策の参考にするため、お忙しいところ大変恐縮ですが、下記URLから「埼玉県電子申請・届出サービス」により令和6年6月5日（水）までに調査に御回答いただくようお願いします。

記

- 1 回答方法 埼玉県電子申請・届出サービスから回答
https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=73538
- 2 対象施設・事業所
介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売
- 3 その他 業務継続計画（BCP）については、埼玉県ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kouroushou-tsuuchi/documents/bcpsakutei.html>
ページ番号：179652（さいたま介護ねっとの5月28日付け新着情報からもアクセスできます。）

担当：施設・事業者指導担当
mail：a3240-07@pref.saitama.lg.jp